特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	狭山市　予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年10月15日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種情報管理を行う。具体的には、特定個人情報を以下の事務にて取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種の記録管理に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、狭山市は予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関る事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報について情報連携に必要な情報を副本として登録し、中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種台帳

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の14項、126項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項、27項、28項、29項、153項、154項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部　健康づくり支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市　総務部　総務課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市　健康づくり支援課 〒350-1332　埼玉県狭山市下奥富1100　奥富ふれあい館1階 電話：04-2956-8050

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	予防接種情報を管理する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関する手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認や、事務処理手順のマニュアル化等を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・予診票（市控え）に記載された予防接種情報のデータ化を委託する業者との書類の受け渡し ・データ化された予防接種情報のデータベースへの入力 ・予防接種情報の記載がある書類等（USBメモリを含む。USBメモリはパスワードにより保護をしている。）の保管 ・本人情報が記載された申請書の廃棄　　等	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	Ⅰ関連情報 3. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健センター所長　栗原　雅美	保健センター所長　關根　浩由	事後	平成28年4月1日付け人事異動に伴うもの
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年4月17日 時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 番号法においては、別表第一の10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることになる。	予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種情報管理を行う。 具体的には、特定個人情報を以下の事務にて取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種の記録管理に関する事務 番号法別表第二に基づいて、狭山市は予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関る事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報について情報連携に必要な情報を副本として登録し、中間サーバーへ登録する。	事後	
令和3年3月12日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項　別表第一の10項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第10条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）　第9条第1項及び別表第一の10項、93の2項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第10条、第67条の2	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第7号　別表第二　16の2項 【情報照会に関すること】 番号法第19条第7号　別表第二　16の2、17、18、19項	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第7号　別表第二　16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第7号　別表第二　16の2、17、18、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2	事後	
令和3年3月12日	Ⅰ関連情報 5.. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	所長　関根　浩由	所長	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/3/1	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/3/1	事後	
令和3年3月12日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる。	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第7号及び別表第二16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第7号　別表第二　16の2、17、18、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号及び別表第二16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2、17、18、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2	事後	
令和3年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2021/3/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/3/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	所長	保健センター所長	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長寿健康部　保健センター	健康推進部　保健センター	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	Ⅰ関連情報 3.. 個人番号の利用 法律上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第一の10項、93の2項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条、第67条の2 以上の法令上の根拠により、予防接種関連事務において個人番号を利用する。	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第一の10項、93の2項、101項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条、第67条の2 以上の法令上の根拠により、予防接種関連事務において個人番号を利用する。	事前	
令和4年11月30日	Ⅰ関連情報 4.. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2、17、18、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2項、17項、18項、19項、115の2項、121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	
令和4年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康推進部　保健センター	健康推進部　健康づくり支援課	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健センター所長	課長	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	狭山市　保健センター 〒350-1304　埼玉県狭山市狭山台3丁目24番 電話：04-2959-5811	狭山市　健康づくり支援課 〒350-1304　埼玉県狭山市狭山台3丁目24番 電話：04-2956-8050	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種情報管理を行う。具体的には、特定個人情報を以下の事務にて取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種の記録管理に関する事務 番号法別表第二に基づいて、狭山市は予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報について情報連携に必要な情報を副本として登録し、中間サーバーへ登録する。	予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種情報管理を行う。具体的には、特定個人情報を以下の事務にて取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種の記録管理に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、狭山市は予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報について情報連携に必要な情報を副本として登録し、中間サーバーへ登録する。	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2項、17項、18項、19項、115の2項、121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	番号法第9条第1項及び別表の14項、126項	事後	
令和6年11月15日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2項、17項、18項、19項、115の2項、121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項、27項、28項、29項、153項、154項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年1月15日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	令和7年12月1日 時点	令和8年10月15日 時点	事前	
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	令和8年10月15日 時点	事前	
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	令和8年10月15日 時点	事前	